

老発 0930 第 4 号
平成 21 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置の廃止について

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置については、「要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について」（平成 21 年 4 月 17 日老発 0417001 号厚生労働省老健局長通知。以下「平成 21 年 4 月老発 0417001 号通知」という。）において、平成 21 年 4 月 17 日から実施しているところである。

本年 4 月からの要介護認定等の方法の見直しについては、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において検証を行い、その結果、要介護認定等の方法を見直すこととされたところである。

これらを踏まえ、今般要介護認定等の方法を見直したことに伴い、平成 21 年 4 月老発 0417001 号通知は、平成 21 年 9 月 30 日限りで廃止する。

なお、平成 21 年 9 月 30 日以前に申請が行われ、平成 21 年 4 月老発 0417001 号通知の経過措置による要介護認定等がなされた場合、当該要介護認定等の有効期間が終了するまでの間、その効力を有する。